

# 野々市市第4期障害福祉計画

(平成27年度～平成29年度)

(素案)

平成27年2月

野々市市

---

---

## 目 次

---

---

<b>第1章 第4期障害福祉計画の基本的考え方</b> .....	<b>1</b>
1. 第4期計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の期間 .....	1
3. 計画の位置づけ .....	2
4. 基本目標 .....	3
(1) 障害のある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援.....	3
(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等.....	3
(3) 課題に対応したサービス提供体制の整備.....	3
(4) グループホームの充実及び地域生活支援拠点等の整備.....	3
(5) 障害のある方等に対する虐待の防止.....	3
(6) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の確保.....	3
5. 障害者総合支援法について .....	4
(1) 障害者総合支援法における施設体系・事業体系.....	4
(2) 障害者総合支援法の概要 .....	5
<b>第2章 野々市市の現状</b> .....	<b>6</b>
1. 人口構造 .....	6
(1) 人口、世帯数の推移 .....	6
(2) 年齢階層別人口の推移 .....	7
2. 障害のある方の状況 .....	8
(1) 身体障害のある方の人数 .....	8
(2) 知的障害のある方の人数 .....	9
(3) 精神障害のある方の人数 .....	10
3. 野々市市の障害者支援施設等 .....	11
<b>第3章 第3期計画の進捗状況</b> .....	<b>13</b>
1. サービス提供体制の整備と相談支援体制の構築 .....	13
(1) 自立支援協議会の設置 .....	13
2. 地域生活への移行者数の目標値の達成状況 .....	13
(1) 施設入所・入院から地域生活への移行.....	13
(2) 福祉施設から一般就労への移行.....	13
3. 自立支援給付の利用実績 .....	14
(1) 訪問系サービス .....	14
(2) 日中活動系サービス .....	15
(3) 居住系サービス .....	18
(4) 障害児通所支援 .....	19
(5) 相談支援 .....	20

4. 地域生活支援事業の利用実績 .....	23
(1) 地域生活支援事業の内容 .....	23
(2) 地域生活支援事業の利用実績 .....	25
5. 第3期計画のまとめと今後の課題 .....	26
<b>第4章 成果目標と活動指標の設定と今後の方策 .....</b>	<b>27</b>
1. 成果目標と活動指標の関係 .....	27
2. 地域生活への移行者数の成果目標の設定 .....	28
(1) 施設入所・入院から地域生活への移行 .....	28
(2) 福祉施設から一般就労への移行 .....	29
(3) 地域生活支援拠点等の整備 .....	29
3. 障害福祉サービス等及び障害のある子どもの支援体制の見込量と方策 .....	30
(1) 訪問系サービス .....	30
(2) 日中活動系サービス .....	30
(3) 居住系サービス .....	33
(4) 障害児通所支援 .....	34
(5) 相談支援 .....	35
4. 地域生活支援事業の見込量と方策 .....	39
(1) 地域生活支援事業の見込量集計表 .....	39
(2) 地域生活支援事業における各事業の見込量確保のための方策 .....	40
<b>第5章 計画の推進 .....</b>	<b>41</b>
1. 推進体制の整備 .....	41
2. 計画の進行管理 .....	41
<b>資料1 計画の上位・関連計画 .....</b>	<b>42</b>
<b>資料2 障害福祉制度一覧 .....</b>	<b>45</b>
<b>資料3 野々市市障害者自立支援協議会委員名簿 .....</b>	<b>47</b>

本文14p～40pの単位の説明

時間分＝月間のサービス提供時間

人日分＝月間の利用人員×一人一月あたり平均利用日数 } で算出されるサービス量

人分＝月間の利用人員

# 第1章 第4期障害福祉計画の基本的考え方

## 1. 第4期計画策定の趣旨

国の、障害のある方及び障害のある子ども（以下「障害のある方等」という。）への福祉は、行政がサービスの受け手と内容を決定していた措置制度から、平成15年4月施行の「支援費制度」を経て、平成18年4月施行の「障害者自立支援法」、平成25年4月施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下「障害者総合支援法」という。）といった変革を経て、12年が経過しました。

障害者総合支援法は、障害者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと並びに社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念としています。

障害者総合支援法では、法が対象とする障害者の範囲について、これまで示されていた身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）に難病患者等が加えられ、また、これまでの「障害程度区分」について、名称を「障害支援区分」に改めるとともに、認定調査項目や各項目の判断基準等の見直し等が行われました。

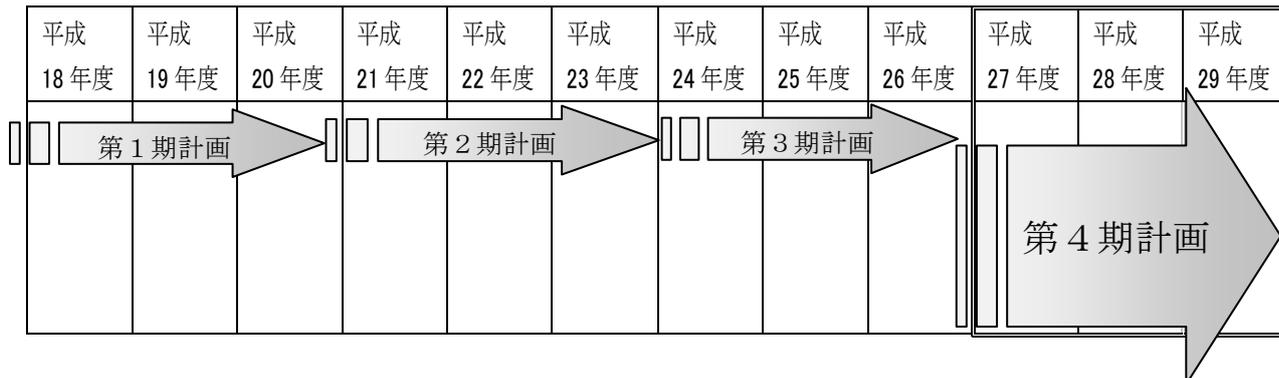
野々市市障害福祉計画は、国の基本指針に即した、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供体制の確保に関する計画です。

計画では、次の事項を定め、障害福祉サービス等の円滑な実施を確保することを目的とします。

- ① 平成29年度までの各年度における障害福祉サービス等の種類ごとに必要な見込量及び見込量確保のための方策を定めます。
- ② 障害福祉サービス等の量を見込むに当たっては、平成29年度を目標年度として、福祉施設の入所者の地域生活への移行及び福祉施設から一般就労への移行等についての数値目標を定めます。

## 2. 計画の期間

平成27年度から29年度までを第4期計画期間とします。なお、定期的に調査、分析及び評価を行った結果、策定された第4期障害福祉計画を変更することがあります。

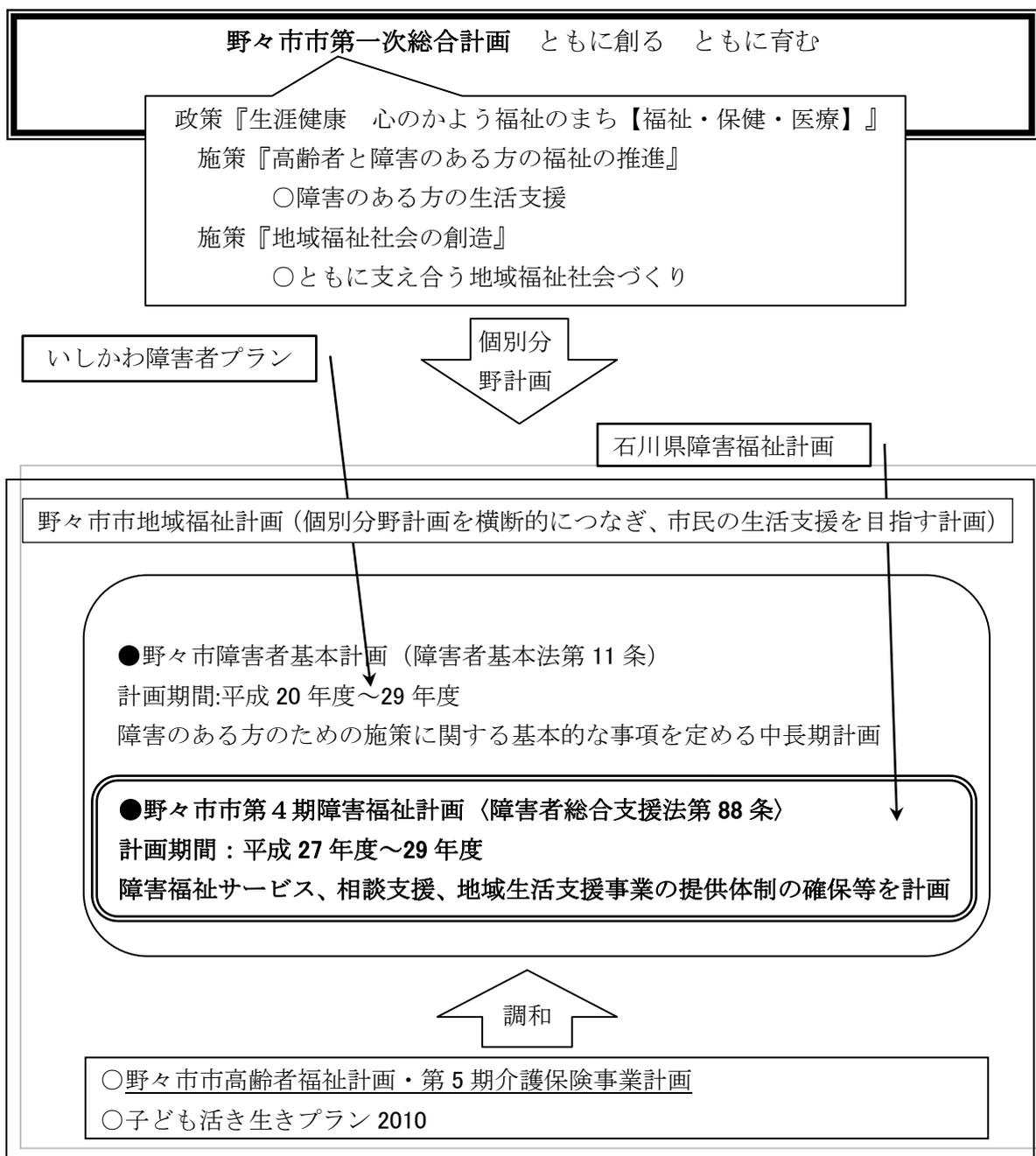


### 3. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に定める「市町村障害福祉計画」に位置付けられ、国の基本指針に即して、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み等を示すもので、法律により市町村に策定が義務付けられています。

(参考) 障害者基本計画の位置づけ

「障害者基本計画」は、障害者基本法第 11 条に定める「市町村障害者計画」に位置付けられ、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるもので、法律により市町村に策定が義務付けられています。



## 4. 基本目標

地域社会における共生の実現に向けて障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを趣旨とした障害者総合支援法の基本理念及び野々市市障害者基本計画を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して本計画を策定し、推進します。

### (1) 障害のある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある方等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある方等が障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

### (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者総合支援法では、障害福祉サービスの対象となる障害のある方等の範囲は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害のある子どもと一元化されました。また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続き周知を図ります。さらに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知と各種サービスの実施を図っていきます。

### (3) 課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある方等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

### (4) グループホームの充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実と地域生活支援拠点等の整備を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

### (5) 障害のある方等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成25年法律第79号）を踏まえ、市虐待防止等協議会を中心としたネットワークの活用、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。

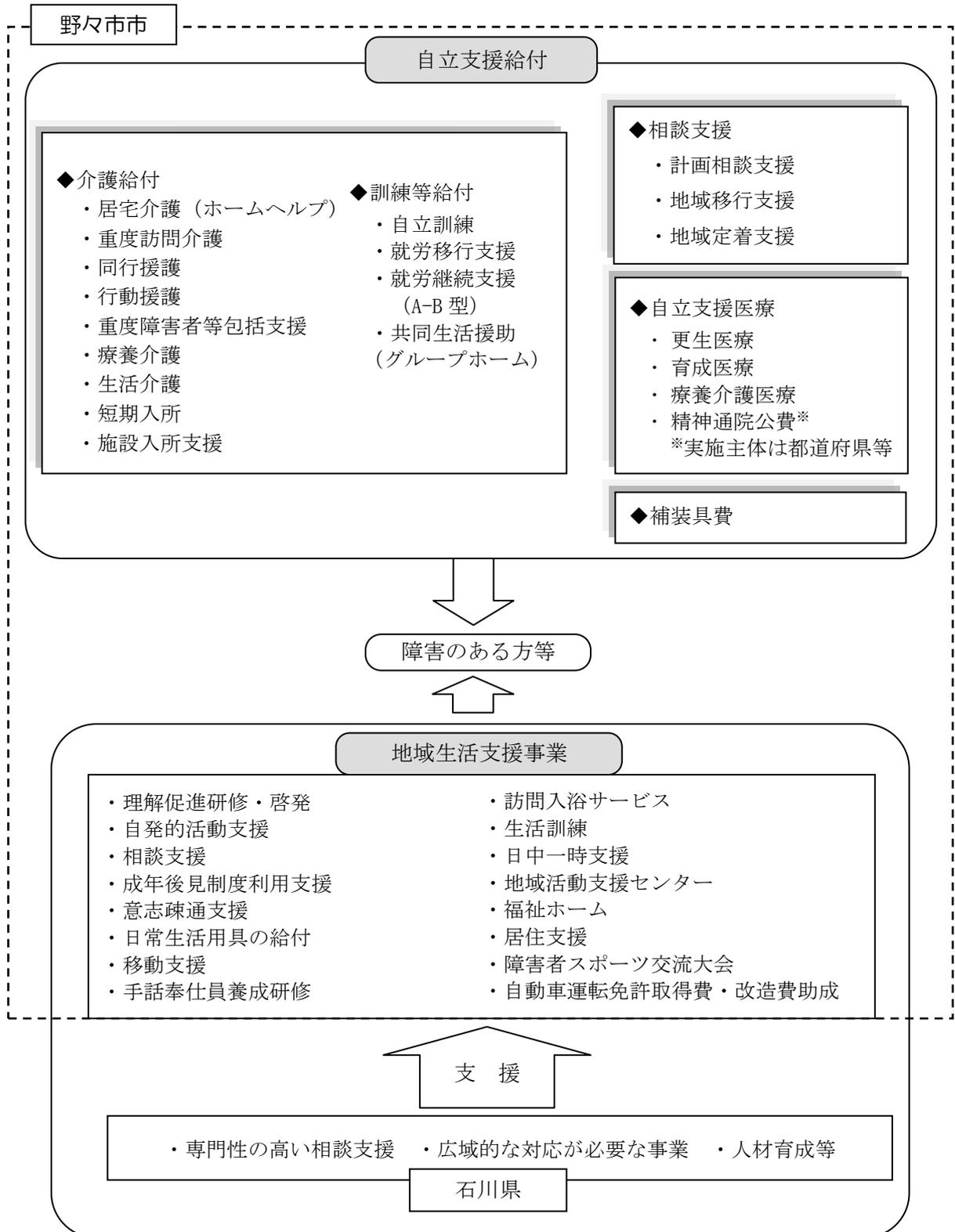
### (6) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の確保

障害のある子どもについては、教育、保育等の関係機関と連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。また、児童福祉法に基づく障害児通所支援の体制整備についても本計画に定めて取り組みます。

## 5. 障害者総合支援法について

### (1) 障害者総合支援法における施設体系・事業体系

「障害者総合支援法」による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成され、下図のような体系に基づき、施策を展開することとしています。



## (2) 障害者総合支援法の概要

障害者総合支援法は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設されました。

よって、法律の題名は障害者総合支援法に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。なお、法改正に伴い次のよう改正が行われています。この計画は、これらの改正の内容を踏まえて策定しました。

### **障害者総合支援法の概要**（厚生労働省ホームページより）

#### 1. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲示

#### 2. 障害のある方等の範囲（障害のある子どもの範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるため、障害のある方の範囲に難病患者等を追加

#### 3. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改正

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う

#### 4. 障害のある方に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害のある方として厚生労働省令で定めるものとする）
- ② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- ④ 地域生活支援事業の追加（障害のある方等に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

#### 5. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 障害福祉計画を作成するに当たって、障害のある方等のニーズ把握等を行うことを努力義務化

## 第2章 野々市市の現状

### 1. 人口構造

#### (1) 人口、世帯数の推移

野々市市の平成21年から平成25年の人口の推移は、以下のとおりです。人口、世帯数ともに一貫して増加傾向を示しており、県下でも人口増加の著しいまちです。

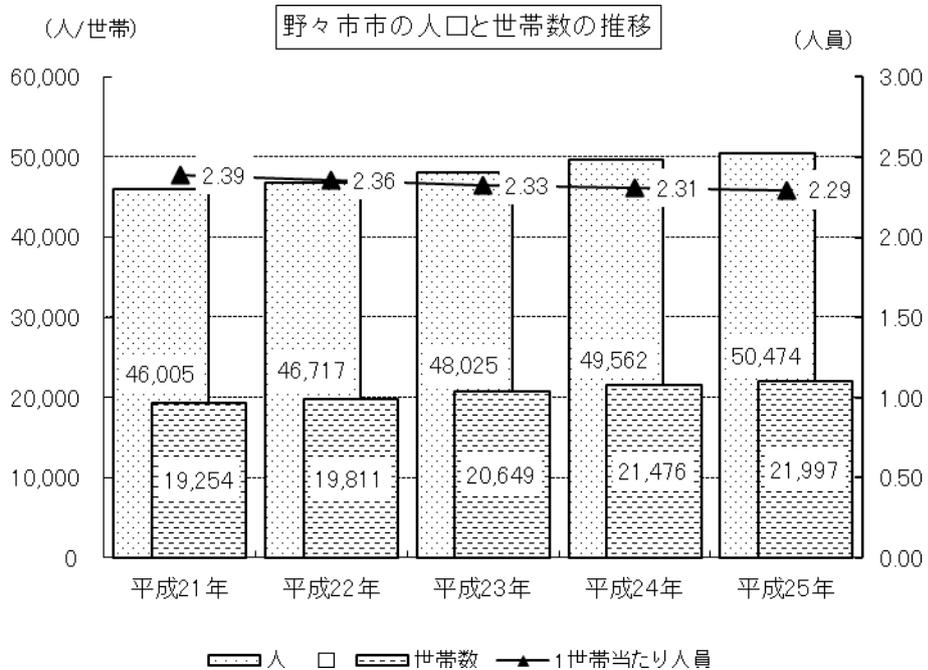
一方、1世帯あたり人員は2.29人で、核家族化の進行により年々減少傾向にあります。

#### ■ 野々市市の人口と世帯数の推移

(人、世帯)

	人 口			世帯数	1世帯あたり 人 員
	総 数	男	女		
平成21年	46,005	23,172	22,833	19,254	2.39
平成22年	46,717	23,583	23,134	19,811	2.36
平成23年	48,025	24,357	23,668	20,649	2.33
平成24年	49,562	25,204	24,358	21,476	2.31
平成25年	50,474	25,711	24,763	21,997	2.29

資料：住民基本台帳(各年12月末日現在)



(2) 年齢階層別人口の推移

野々市市の年齢3区分別人口の推移をみると、15～64歳人口割合の微減と65歳以上人口割合の微増が進んでおり、高齢化が緩やかに進行していることがうかがえます。

しかし、65歳以上人口割合は県平均値を大きく下回っており、0～14歳人口割合も県平均値を上回っているなど、県下でも平均年齢の若いまちです。

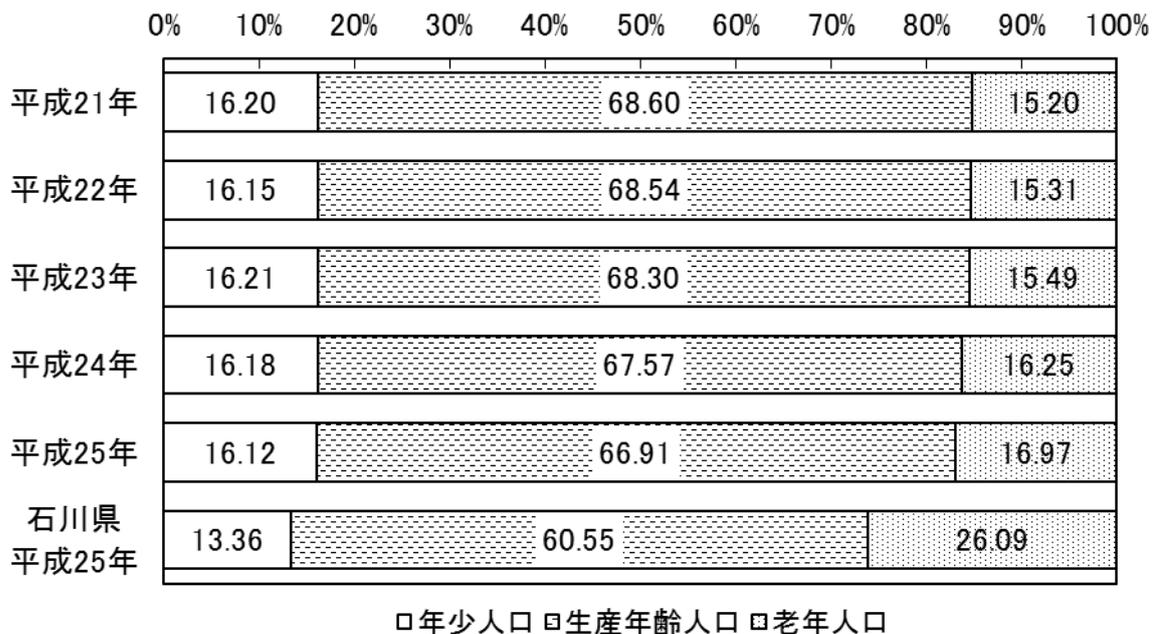
■ 年齢3区分別人口の推移

(人、%)

	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	合計
平成21年	7,454 (16.20)	31,559 (68.60)	6,992 (15.20)	46,005 (100.0)
平成22年	7,545 (16.15)	32,022 (68.54)	7,150 (15.31)	46,717 (100.0)
平成23年	7,786 (16.21)	32,801 (68.30)	7,438 (15.49)	48,025 (100.0)
平成24年	8,020 (16.18)	33,490 (67.57)	8,052 (16.25)	49,562 (100.0)
平成25年	8,135 (16.12)	33,773 (66.91)	8,566 (16.97)	50,474 (100.0)

資料：住民基本台帳（各年12月末日現在）

年齢3区分別人口割合の推移



## 2. 障害のある方の状況

### (1) 身体障害のある方の人数

#### ○ 身体障害者手帳所持者数の推移

野々市市の平成 25 年度の身体障害者手帳所持者は 1,434 人で、そのうち新たに交付された人数は 97 人となっています。

年間交付者数はおおむね横ばいで推移していますが、手帳所持者数は微増傾向にあります。

また、障害の部位別では、「肢体不自由」が 822 人と最も多くなっています。

#### ■ 身体障害者手帳所持者数の推移

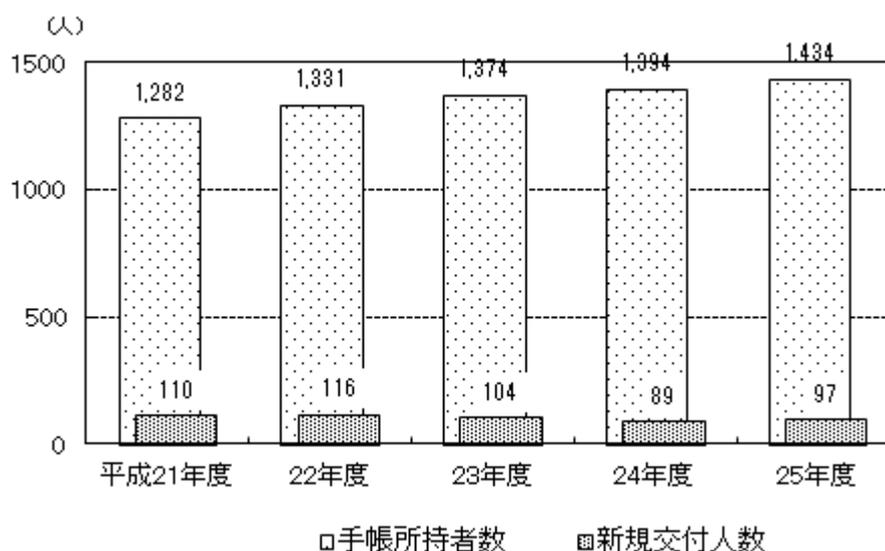
(人)

年 度	視覚障害		聴覚障害		音声・言語障害		肢体不自由		内部障害		総 数	
	人数	(新規)	人数	(新規)	人数	(新規)	人数	(新規)	人数	(新規)	人数	(新規)
平成 21 年度	62	(1)	93	(4)	21	(1)	758	(75)	348	(29)	1,282	(110)
平成 22 年度	63	(3)	89	(5)	20	(-)	780	(51)	379	(57)	1,331	(116)
平成 23 年度	63	(-)	92	(4)	20	(1)	801	(53)	398	(46)	1,374	(104)
平成 24 年度	63	(2)	98	(4)	20	(1)	800	(42)	413	(40)	1,394	(89)
平成 25 年度	62	(2)	98	(2)	18	(-)	822	(54)	434	(39)	1,434	(97)

※( ) 内はうち新規交付人数

資料：福祉総務課（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者数と交付人数



(2) 知的障害のある方の人数

○ 療育手帳所持者数の推移

野々市市の平成 25 年度の療育手帳所持者は 302 人で、その内訳は「判定 A」が 121 人、「判定 B」が 181 人となっています。

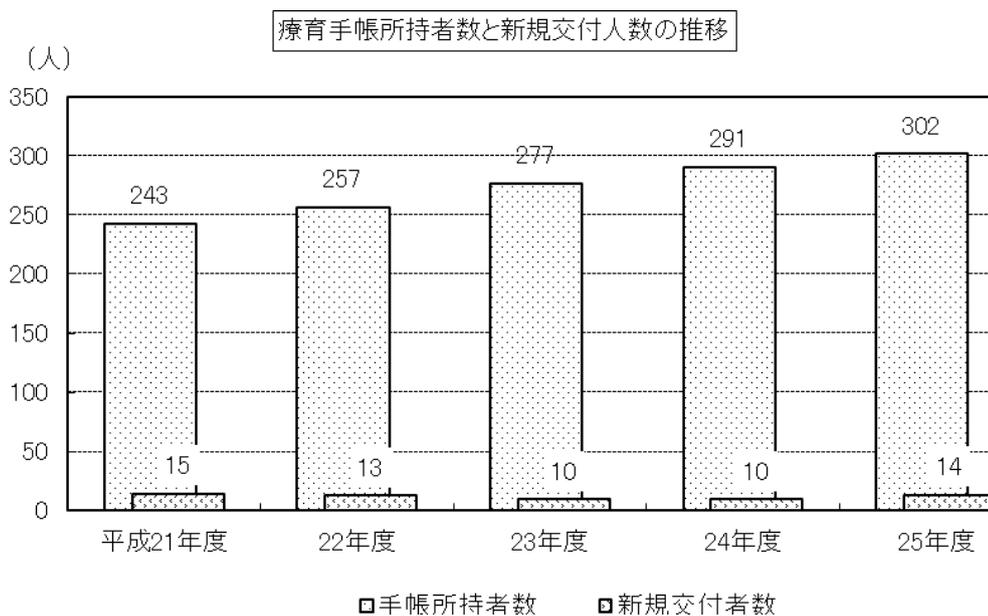
また、25 年度に新たに交付された人数は 14 人となっており、年間の交付者数はおおむね横ばいで推移していますが、手帳所持者数は微増傾向にあります。

■ 療育手帳所持者数の推移 (人)

年 度	判定A		判定B		総 数	
平成 21 年度	109	(2)	134	(13)	243	(15)
平成 22 年度	111	(2)	146	(11)	257	(13)
平成 23 年度	115	(1)	162	(9)	277	(10)
平成 24 年度	120	(4)	171	(6)	291	(10)
平成 25 年度	121	(3)	181	(11)	302	(14)

※( ) 内はうち新規交付人数

資料：福祉総務課（各年度末現在）



(3) 精神障害のある方の人数

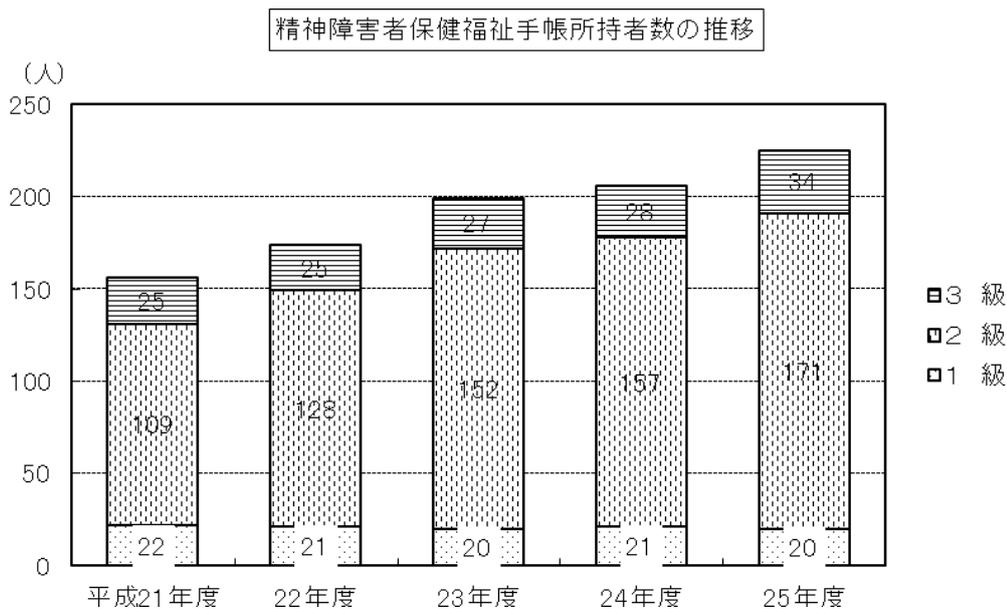
○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

野々市市の平成 25 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者は 225 人で、年々増加傾向にあります。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

年 度	1 級	2 級	3 級	総 数
平成 21 年度	22	109	25	156
平成 22 年度	21	128	25	174
平成 23 年度	20	152	27	199
平成 24 年度	21	157	28	206
平成 25 年度	20	171	34	225

資料: 福祉総務課 (各年度末現在)



### 3. 野々市市の障害者支援施設等

市内には、下表に示すように、福祉サービス事業所や障害者支援施設等が所在しているほか、障害者職業能力開発校、特別支援学校などが立地しています。

#### ■ 野々市市の福祉施設等

平成 27 年 1 月 1 日現在

サービス種類	定員		事業所	備考
	通所	入所		
生活介護	5		野々市市社協通所介護事業所	23. 11-
	20		フォルムののシティ	24. 4-
	12		多機能型事業所 椿-つばき-	26. 10-
	50		セルプはくさん	24. 4-
就労継続支援（B型）	40		けやき野苑	24. 4-
	15		フォルムののシティ	24. 4-
	15		鬚鬚張魯肉飯金沢工大前店	24. 4-
	10		多機能型事業所 椿-らーめん虎-	26. 10-
	15		サニーメイト福祉工場	24. 4-
	15			24. 4-
就労継続支援（A型）	15			24. 4-
	20		ハニービー押野事業所	24. 10-
ケアホーム・グループホーム		20	すまいる	23. 10-
		30	グループホーム野々花苑	24. 4-
グループホーム		7	メゾン・ド・つばき	23. 10-
短期入所		5	知的障がい児・者サポ-トセンター第2 茄子のはな	19. 2-
		2	多機能型事業所 椿	26. 10-
児童発達支援	10		知的障がい児・者サポ-トセンター第2 茄子のはな	18. 10-
放課後等デイサービス				
児童発達支援	10		ほ〜だ	20. 12-
放課後等デイサービス				
児童発達支援	20		キッズルームラディッシュ	22. 12-
放課後等デイサービス				
児童発達支援	10		キッズルームキャロット	22. 4-
放課後等デイサービス				
児童発達支援	10		くるーく	24. 7-
放課後等デイサービス				

サービス種類	定員		事業所	備考
	通所	入所		
日中一時	2		けやき野苑	18.10-
	10		知的障がい児・者サポートセンター第2 茄子のはな	19.2-
	5		ヘルパーステーションフレンズ	21.4-
	5		フォルムののシティ	23.3-
	5		くるーく	24.2-
地域活動支援センター	50		地域活動支援センターののいち	18.4-
	15		知的障がい児・者サポートセンター第2 茄子のはな	19.4-
特定相談支援	-		相談支援事業所ののいち	24.4-
	-		相談支援事業所C o C o a	24.4-
	-		相談支援事業所ライフサポートそれいゆ	24.9-
	-		市社会福祉協議会相談支援事業所	26.10-
障害児相談支援	-		相談支援事業所ののいち	24.4-
	-		相談支援事業所C o C o a	24.4-
	-		相談支援事業所ライフサポートそれいゆ	24.9-
	-		市社会福祉協議会相談支援事業所	26.10-
一般相談支援	-		相談支援事業所ののいち	24.4-
			相談支援事業所ライフサポートそれいゆ	24.9-
	-		市社会福祉協議会相談支援事業所	26.10-
就労支援・相談機関	80		石川障害者職業能力開発校	
特別支援学校	-		石川県明和特別支援学校	

※訪問系サービスを除く。

## 第3章 第3期計画の進捗状況

### 1. サービス提供体制の整備と相談支援体制の構築

#### (1) 自立支援協議会の設置

障害のある方等への支援の体制の整備を図るため、自立支援協議会を平成25年10月に設置しました。同時に協議会の下に相談支援部会・福祉サービス部会・権利擁護部会を設置して協議会の活性化を図ることとしました。

### 2. 地域生活への移行者数の目標値の達成状況

#### (1) 施設入所・入院から地域生活への移行

施設入所者削減数については達成しましたが、地域移行者数については次期計画において目標値を設定の際に、未達成分を加算し取り組みます。

##### ■ 施設入所者の地域生活への移行・実績値

	項目	数値	備考
基準値	第1期計画策定時の施設入所者数	55人	・H17.10.1現在の施設入所者数
目標値	地域移行者数	17人 (30.9%)	・H17.10.1現在の施設入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ移行する人数。3割以上。(割合は、地域移行者数を施設入所者で除した値)
	施設入所者削減数	7人 (12.7%)	・H26年度末段階での削減見込数。1割以上。(割合は、削減見込数を第1期計画時点の全入所者で除した値)
実績値 (見込)	地域移行者数	14人 (25.5%)	・H26年度末段階の地域移行見込者数
	施設入所者削減数	7人 (12.7%)	・H26年度末段階の施設入所者削減見込者数

#### (2) 福祉施設から一般就労への移行

平成25年度の一般就労移行者は5人でしたが、平成26年度中の移行実績は2人でした。

##### ■ 福祉施設から一般就労への移行・目標値

	項目	数値	備考
基準値	第1期計画策定時の一般就労移行者数	1人	・H17年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の人数
目標値	H26年度中の一般就労移行者数	4人 (4倍)	・H17年度の一般就労移行実績の4倍以上
実績値 (見込)	H26年度中の一般就労移行者数	2人 (2倍)	・平成26年度中に施設を退所し、一般就労する方の人数

### 3. 自立支援給付の利用実績

#### (1) 訪問系サービス

##### ア. 居宅介護(ホームヘルプサービス)

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。24年度から25年度にかけて利用時間及び利用人数とも微増。26年度についても、微増を見込んでいます。

##### イ. 重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方に、自宅で介護や外出時の移動支援等を総合的に提供します。本市においては、25年度から利用が始まりました。

##### ウ. 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い重度障害のある方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。本市においては、サービス利用実績はありません。

##### エ. 行動援護

自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を提供します。本サービスの利用者が減少したことより、利用量は微減となっています。

##### オ. 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難のある方等に、移動に必要な情報の支援(代筆・代読を含む)、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要な援助を提供します。

#### ■ サービス見込量と実績

種類		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問系サービス	見込量		931	999	1,067
	実績		766	770	775
内 訳	居宅介護	時間分	662	693	698
	重度訪問介護		0	7	7
	重度障害者等包括支援		0	0	0
	行動援護		82	47	47
	同行援護		22	23	23

時間分=月間のサービス提供時間

※平成26年度の各欄の実績については、平成26年10月時点における平成26年度の実績数値の見込みを示しています。以下「サービス見込量と実績」の項で示す表において同様とします。

## (2) 日中活動系サービス

### ア. 生活介護

常時介護を必要とする障害のある方で、主に昼間に障害者支援施設で入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供します。

利用対象者は、常時介護が必要な方で、障害程度区分3(施設入居者は障害程度区分4)以上、また50歳以上の障害のある方の場合、障害程度区分2(施設入居者は障害程度区分3)以上の人が想定されています。

サービス実績は年々増加し、25年度には見込量を若干上回っています。

#### ■ サービス見込量と実績

種類		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
生活介護	見込量	人日分	1,640	1,658	1,678
	実績		1,531	1,666	1,866

人日分=月間の利用人員×一人一月あたり平均利用日数

### イ. 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供するもので、機能訓練と生活訓練に分けられています。

このうち、機能訓練は、身体障害のある方のリハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行うものです。生活訓練は、知的障害のある方と精神障害のある方の生活能力の維持・向上などを行うものです。両訓練とも訓練の長期化を回避するため、標準利用期間が設定されています。

#### ■ サービス見込量と実績

種類		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
自立訓練(機能訓練)	見込量	人日分	19	19	19
	実績		22	26	23
自立訓練(生活訓練)	見込量		17	17	17
	実績		12	0	9

ウ. 就労移行支援

就労を希望する障害のある方に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することにより、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行います。標準利用期間が定められています。見込量を大きく下回る実績となっています。

■ サービス見込量と実績

種類		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
就労移行支援	見込量	人日分	105	147	210
	実績		10	49	61

エ. 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な方に対して、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。

また、この事業には、A型とB型の二つのタイプがあり、内容は次のとおりです。

ひと月あたりの利用量をみると、新規開設事業所やA型に移行した事業所の利用によりA型の実績は大幅に増加、B型も毎年増加しています。

A型	雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障害のある方であって、就労移行支援事業で、一般企業の雇用に結びつかなかった方、盲・ろう・養護学校を卒業して雇用に結びつかなかった方、一般企業を離職した方や就労経験のある方等が対象となります。
B型	就労の機会を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待される方で、就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった方、一般企業等での就労経験のある方で、年齢や体力の面から雇用されることが困難な方、一定の年齢に達している方が対象となります。

■ サービス見込量と実績

種類		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
就労継続支援(A型)	見込量	人日分	102	122	142
	実績		280	635	725
就労継続支援(B型)	見込量		1,007	1,025	1,042
	実績		950	1,110	1,178

#### オ. 療養介護

医療及び常時介護を必要とする障害のある方に対して、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下の介護、日常生活上の世話等を提供します。利用期限は定められていません。

利用対象者は、医療及び常時介護を必要とする障害のある方のうち、長期の入院による医学的ケアを要する方で、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障害のある方で障害程度区分5以上の方を想定しています。

本サービスについては、重症心身障害児施設に入所している重症心身障害者や筋ジストロフィー患者等の経過措置の見直しにより、平成24年4月から重症心身障害者に移行されたため、見込量と大幅な乖離が見られます。

#### ■ サービス見込量と実績

種類		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
療養介護	見込量	人分	2	2	2
	実績		12	11	11

#### カ. 短期入所

居宅で介護を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障害のある方を障害者支援施設等へ短期間入居させ、入浴・排せつ・食事の介護等を提供するものです。

本サービスについては、見込量は下回っていますが、実績は大きく増加しています。なお、実績及び見込量については、障害のある児童を除いたものとなっています。

#### ■ サービス見込量と実績

種類		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
短期入所	見込量	人日分	105	137	179
	実績		89	89	100

### (3) 居住系サービス

#### ア. 共同生活援助(グループホーム)

地域において共同生活を営むのに支障のない方に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。利用期限はありません。

利用対象者は、就労又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害のある方、精神障害のある方であって、地域において自立した日常生活を営むうえで相談等の日常生活上の援助を必要とする人が想定されています。

#### ■ サービス見込量と実績

種類		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
共同生活援助	見込量	人分	7	8	10
	実績		9	10	11

#### イ. 共同生活介護(ケアホーム)

障害のある方に対して、主に夜間に共同生活を営む住居において、入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。利用期限はありません。

利用対象者は、生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害のある方又は精神障害のある方であって、地域において自立した日常生活を営むうえで、食事や入浴等の介護、日常生活上の支援を必要とする方が想定されており、障害程度区分では、区分2以上の方が考えられます。

本サービスの利用人数をみると、僅かずつですが増加しています。共同生活介護については、平成26年4月以降、共同生活援助に一元化されました。

#### ■ サービス見込量と実績

種類		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
共同生活介護	見込量	人分	12	14	15
	実績		14	15	16

#### ウ. 施設入所支援

施設に入所している障害のある方に対して、主に夜間に入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。

見込量及び実績とも一定数を維持しています。

#### ■ サービス見込量と実績

種類		単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
施設入所支援	見込量	人分	49	49	48
	実績		48	48	48

#### (4) 障害児通所支援

平成 24 年 4 月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編された障害児通所支援には、児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援があります。

##### ア. 児童発達支援

児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の 2 類型に大別されます。様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。

##### ■ サービス見込量

種類		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	見込量	人日分	-	-	-
	実績		127	143	149

##### イ. 放課後等デイサービス

学校就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

##### ■ サービス見込量

種類		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
放課後等デイサービス	見込量	人日分	-	-	-
	実績		334	375	441

##### イ. 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある子ども、今後利用する予定の障害のある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

##### ■ サービス見込量

種類		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保育所等訪問支援	見込量	人分	-	-	-
	実績		1	1	1

(5) 相談支援

相談支援については、平成 24 年 4 月の障害者自立支援法改正により対象者の拡大が図られたことにより、利用量が大幅に増加しています。

ア. 計画相談支援

障害福祉サービス及び地域相談支援を利用する方を対象に支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画を作成するとともに、モニタリングを行います。

■ サービス見込量 (各月利用者数の平均)

種類		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	見込量	人分	3	10	20
	実績		8	28	37

イ. 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方又は入院している精神障害のある方を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、新生活の準備等の支援を行います。

■ サービス見込量 (各月利用者数の平均)

種類		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域移行支援	見込量	人分	1	1	1
	実績		0	0	1

ウ. 地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した方等を対象に、常時の連絡体制を確保して緊急時に相談や訪問等の支援を行います。

■ サービス見込量 (各月利用者数の平均)

種類		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域定着支援	見込量	人分	1	1	1
	実績		0	0	1

エ. 障害児相談支援

障害児通所支援を利用する児童を対象に支給決定又は支給決定の変更前後に、障害児支援利用計画を作成するとともに、モニタリングを行います。

■ サービス見込量 (各月利用者数の平均)

種類		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害児相談支援	見込量	人分	-	-	-
	実績		5	18	16

◆ 障害福祉計画サービス実績集計表

区 分		単 位		24 年度	25 年度	26 年度
訪問系サービス	居宅介護	利用者数 利用量	人分 時間分	37 766	38 770	39 775
	重度訪問介護					
	同行援護					
	重度障害者等包括支援					
	行動援護					
日中活動系サービス	生活介護	利用者数 利用量	人分 人日分	81 1,531	87 1,666	93 1,866
	自立訓練(機能訓練)	利用者数 利用量	人分 人日分	4 22	3 26	5 23
	自立訓練(生活訓練)	利用者数 利用量	人分 人日分	1 12	0 0	1 9
	就労移行支援	利用者数 利用量	人分 人日分	2 10	4 49	6 61
	就労継続支援(A型)	利用者数 利用量	人分 人日分	23 280	33 635	37 725
	就労継続支援(B型)	利用者数 利用量	人分 人日分	61 950	62 1,110	66 1,178
	療養介護	利用者数	人分	12	11	11
	短期入所	利用者数 利用量	人分 人日分	19 89	20 89	24 100
居住系サービス	共同生活援助	利用者数	人分	9	10	11
	共同生活介護	利用者数	人分	14	15	16
	施設入所支援	利用者数	人分	48	48	48
障害児通所支援	児童発達支援	利用者数 利用量	人分 人日分	8 127	11 143	11 149
	放課後デイサービス	利用者数 利用量	人分 人日分	40 334	40 375	46 441
	保育所等訪問支援	利用者数	人分	1	1	1

区 分		単 位		24 年度	25 年度	26 年度
相談支援	計画相談支援	利用者数	人分	8	28	37
	地域移行支援	利用者数	人分	0	0	1
	地域定着支援	利用者数	人分	0	0	1
	障害児相談支援	利用者数	人分	5	18	16

時間分＝月間のサービス提供時間

人日分＝月間の利用人員×一人一月あたり平均利用日数

人分 ＝月間の利用人員

で算出されるサービス量

## 4. 地域生活支援事業の利用実績

### (1) 地域生活支援事業の内容

	事業名	内容の説明
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害のある方に対する理解を深めるため教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等の研修や啓発事業を行います。
	自発的活動支援事業	障害のある方やその家族、地域住民等が自発的に行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等の活動を支援します。
	相談支援事業	<p>●障害者相談支援</p> <p>障害のある人、保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>また、自立支援協議会を設置し、相談支援体制やネットワークを構築します。</p> <p>●基幹相談支援センターの設置</p> <p>地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。</p>
	成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行う法人を確保するための研修・組織体制の整備、活動支援を行います。
	意志疎通支援事業	聴覚に障害のある方の社会生活における意志疎通を仲介するため、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。
	日常生活用具給付事業	特殊寝台等、障害のある方が日常生活を営むために必要な用具を給付します。介護・訓練用具、自立生活用具、在宅療養等用具、情報・意思疎通用具、排せつ管理用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)の6種類の用具があります。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある方等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。
	移動支援事業	円滑に外出できるよう支援します。個別支援型、グループ支援型があり、対象者は、屋外での移動に支援が必要な、1) 体幹もしくは両上下肢の障害で1級に相当する障害のある方、2) 知的障害のある方、3) 一人での外出が困難な精神障害のある方、4) 難病患者等のうち、1)と同程度の方、5) 発達障害と診断された方です。

地域活動支援センター	<p>創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。基礎的事業は、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します。一方、地域活動支援センターの機能強化を図るため、地域活動支援センターにⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設けて事業を実施します。</p> <p>○Ⅰ型・・・相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業</p> <p>○Ⅱ型・・・機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業</p> <p>○Ⅲ型・・・運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援の充実等</p>
訪問入浴サービス事業	自宅での入浴が困難な障害のある方を対象に、居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔保持等を図ります。
生活訓練事業	中途失明又は失聴した方や介護者が障害、疾病、高齢、就労等により介護できなくなった視覚障害の方又は聴覚障害の方に対し、日常生活に必要な訓練や指導等を行います。
日中一時支援事業	家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息のために、障害のある方に日中の活動の場を提供します。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の方に、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある方等の体力増強、交流、余暇等に資するため、スポーツ交流大会を開催します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	重度身体障害の方の社会参加促進のために、自動車運転免許の取得に要する経費及び就労等に必要な自動車の取得費又は改造費を一部助成します。
障害者社会参加促進事業	障害のある方のニーズに応じた事業を実施することにより、自立と社会参加の促進を図ります。障害者スポーツ交流大会

## (2) 地域生活支援事業の利用実績

(年間)

事業名	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	-	無	有
自発的活動支援事業	実施の有無	-	無	無
相談支援事業	実施箇所数	5	5	5
	延利用者数	348	387	430
自立支援協議会	実施の有無	無	有	有
成年後見制度利用支援事業 ※申請無し	実利用者数	無	無	無
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	-	無	無
コミュニケーション支援事業	実利用件数	62	64	66
日常生活用具給付事業	総給付件数	671	691	
介護・訓練支援用具	給付件数	4	2	3
自立生活支援用具	給付件数	7	5	6
在宅療養等支援用具	給付件数	1	2	2
情報・意思疎通支援用具	給付件数	5	1	3
排泄管理支援用具	給付件数	651	680	710
住宅改修費	給付件数	3	1	1
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	基礎 10	入門 18	基礎 14
移動支援事業	実利用者数	53	56	59
	延利用時間数	4,132	4,446	4,784
地域活動支援センター※補助対象は1箇所	実施箇所数	10	9	9
重度身体障害者訪問入浴サービス事業	延利用回数	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
生活訓練事業(集団、個別)	実利用者数	7(6+1)	11(9+2)	8(6+2)
日中一時支援事業	延利用回数	1,813	1,906	2,004
	実利用者数	46	45	46
生活サポート事業 ※申請無し	延利用回数	0	0	0
	実利用者数	0	0	0
障害者スポーツ交流大会	参加者数	157	202	210
自動車運転免許取得費助成事業	実利用者数	1	0	1
自動車改造費助成事業	実利用者数	2	3	3

## 5. 第3期計画のまとめと今後の課題

第3期計画の実績等を踏まえ、今後の課題を整理すると以下に示すようになります。

### 【障害者総合支援法の趣旨】

・地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる。

### 【上位・関連計画からのキーワード】

- ・自立への支援と社会参加の促進
- ・障害の重度化、重複化、高齢化への対応
- ・ライフステージに対応した施策の総合的展開
- ・福祉サービスの推進
- ・バリアフリー化の定着
- ・地域の中で積極的に活動できる環境づくり
- ・障害のある子の保育・教育の充実
- ・疾病等の早期発見・早期治療 等

### 【野々市市の現状】

- 人口等
  - ・人口、世帯数ともに一貫して増加傾向を示している。
  - ・少子高齢化が緩やかに進行している。高齢化率は県平均を大きく下回り、平均年齢が若い。
- 障害のある方の現状
  - ・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者は微増傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加傾向にある。
- 障害のある方に関わる福祉施設の立地状況
  - ・市内には、各種福祉サービス施設が増加し、また、特別支援学校、職業訓練校が立地している。

### 【第3期計画の基本目標に照らした進捗状況と課題】

#### ①障害福祉サービスの量的・質的確保とサービス提供体制の整備

サービス提供体制の充実に取り組み、事業所数は漸次増加しましたが、グループホームや入浴できる生活介護施設の不足から、質量確保の体制整備の更なる充実が課題。

#### ②施設入所・入院から地域生活への移行推進

施設入所者の居住サービス（グループホーム、ケアホーム等）への移行促進と施設入所者数の削減に取り組み、計画期間中4人の移行及び7人分の削減を支援。

#### ③福祉施設から一般就労への移行等の推進

「就労移行」と「就労継続」に取り組み、計画期間中9人の一般就労。

#### ④相談支援体制の構築

「相談支援事業」と「地域活動支援センター事業」を実施。相談支援の更なる充実のため、基幹相談支援センターの設立が今後の課題。

#### ⑤地域での見守り・支え合いのしくみづくり

上位計画である「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定。総合的な見守り・支え合いの中で障害のある方に対する支援が課題。

#### ⑥互いに認め合い、共に生きる環境づくり

「障害者スポーツ交流大会」「理解促進研修・啓発事業」を実施。

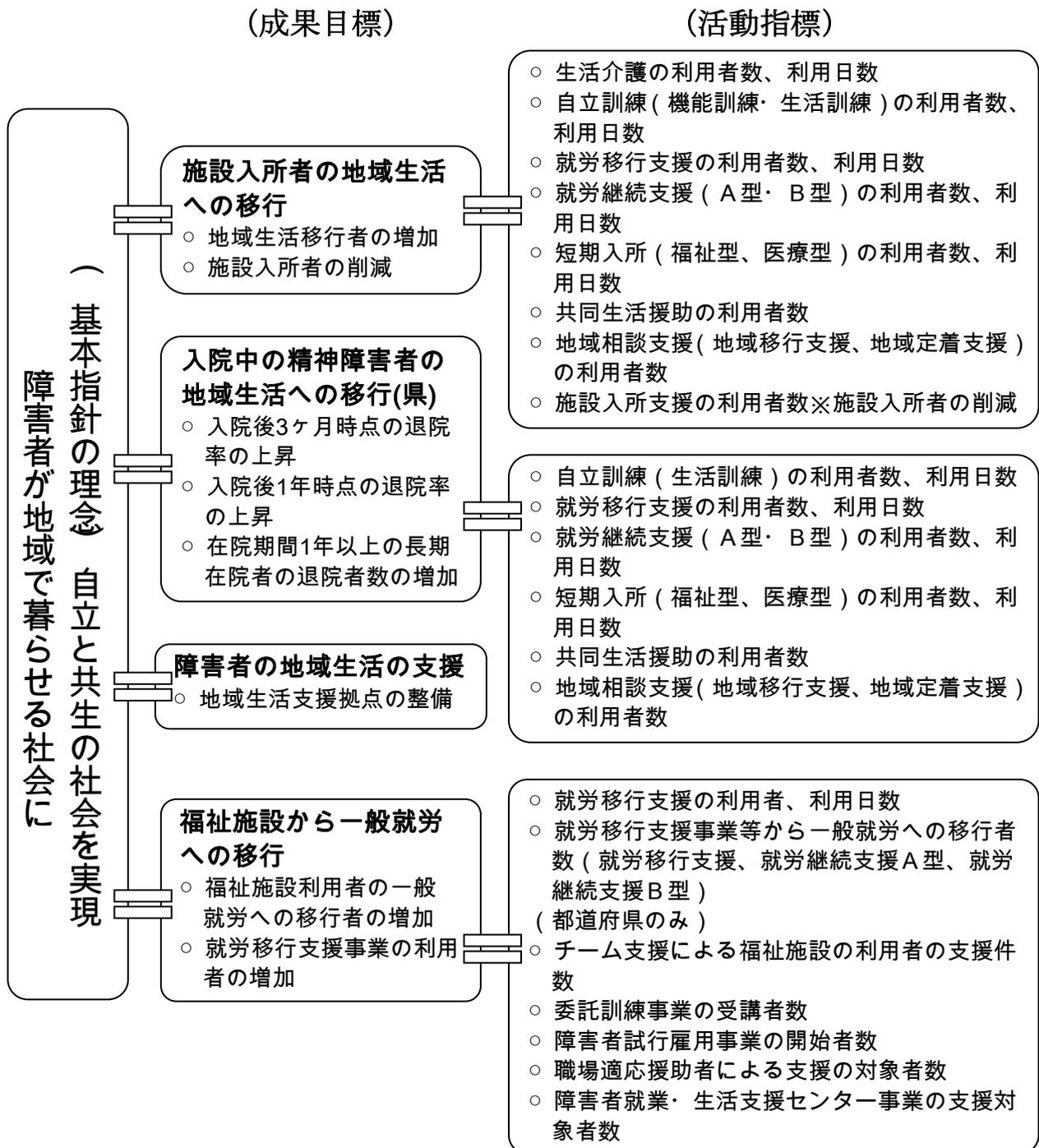
今後とも国の動向を注視しながら、計画の目標達成に向けた取り組みを進め、すべての障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

野々市市第4期障害福祉計画  
基本目標へ

# 第4章 成果目標と活動指標の設定と今後の方策

障害のある方の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、成果目標を設定することとします。また、これらの成果目標を達成するため、活動指標（成果目標を達成するために必要な量）及び今後の方策を計画に見込むこととします。

## 1. 成果目標と活動指標の関係



## 2. 地域生活への移行者数の成果目標の設定

### (1) 施設入所・入院から地域生活への移行

成果目標については、国の基本指針で、地域生活への移行を進める観点から、平成 25 年度末時点において福祉施設に入所している障害のある方（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム等に移行する方の数を見込み、施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行し、これに合わせて平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することが基本とされています。

本市では、平成 29 年度末における地域生活に移行する方の目標値を 9 人になること、また、施設入所者数を 7 人削減し 46 人になることを目指します。

#### ■ 施設入所者の地域生活への移行・成果目標

項 目		数 値	備 考
基準値	H25 年度末時点の施設入所者数	46 人	・H26.3.31 現在の施設入所者数
成果目標	地域生活移行者数	9 人 (12%+3)	・H29 年度末段階で、施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等へ移行する人数（割合は、地域生活移行者数を施設入所者で除した値）+第 3 期末達成分加算(3 人)
	削減見込	2 人 (4%)	・H29 年度末段階での削減見込数（割合については、削減見込数を H26.3.31 時点の施設入所者で除した値）

#### [成果目標達成のための方策]

- ・ 県や福祉圏域の自治体、障害福祉サービス事業者や当事者団体、家族会等と協力しながら、必要な相談支援、居住サービス（グループホーム等）を充実させ、地域への移行を進めます。
- ・ 広報活動や「理解促進研修・啓発事業」等により、障害についての理解を促し、地域の人達の差別や偏見意識の解消に努め、障害のない方と共に安心して暮らせる地域環境の改善に努めます。
- ・ 福祉施設等と連携をとりながら、施設が持つ機能を地域で生活する障害のある方やその家族、更に広く住民に開放し、日中活動系サービスの実施や交流イベントの開催等によって、地域と一体となった施設となるよう機能を充実します。

## (2) 福祉施設から一般就労への移行

本市では、国の基本指針に沿って、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成 29 年度中に一般就労する方が平成 24 年度の一般就労移行実績の 2 倍の 4 人になることを目指します。

### ■ 福祉施設から一般就労への移行・成果目標

項 目		数 値	備 考
基準値	H24 年度の 一般就労移行者数	2 人	
成果 目標	H29 年度の 一般就労移行者数	4 人	H29 年度中に福祉施設を退所し、一般就労する方の人数 H24 年度移行実績の 2 倍

※一般就労の範囲については、就労継続支援 A 型の利用者となった方を除きます。

### [成果目標達成のための方策]

- ・ 国の基本指針に沿って就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末利用者数の 6 割以上増加(4 人⇒7 人)するように、障害者職業センター、就労・生活支援センター、ハローワーク等関係機関との連携を図ります。
- ・ 市広報等において、石川障害者職業能力開発校等を紹介するとともに、関係機関との連携により、障害のある方の特性に配慮した職業リハビリテーションの充実を図ります。
- ・ 障害のある方の就労後の職場適応と就労を継続する支援を行うため、トライアル雇用やジョブコーチ制度の導入を働きかけます。
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害のある方に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等、障害のある方全体についての取組を併せて進めます。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、地域生活支援拠点又は拠点を設けず地域において機能を分担する面的体制のことをいいます。障害のある方の高齢化・重度化等の対応や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等地域における個別の状況に応じ、自立支援協議会の場を用いて、関係機関等が参画して検討します。

地域生活支援拠点等については、平成 29 年度末までに県及び福祉圏域内の市町と連携して少なくとも一つを整備することを検討します。

### 3. 障害福祉サービス等及び障害のある子どもの支援体制の見込量と方策

#### (1) 訪問系サービス

障害のある方等の地域生活を支える基本事業である訪問系サービスについては、市内に9か所の事業所を確保しています。高齢に伴う利用者の介護保険制度への円滑な移行のため、関係機関との連携を図り、適切なサービス提供に努めます。

##### ■ サービス見込量

種 類	単 位	実績値			見込量		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
居宅介護、重度訪問 介護、同行援護、重 度障害者等包括支 援、行動援護	人分	37	38	39	40	41	42
	時間分	766	770	775	779	784	789

#### (2) 日中活動系サービス

サービス見込量の算定にあたっては、現在の利用者数、特別支援学校卒業生数等の新たに見込まれる数、障害のある方等のニーズ等を勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する見込数、地域活動支援センターの利用見込数を控除した数を踏まえて算定します

##### ア. 生活介護

本サービスの利用量は平成24年度に旧法施設より移行があり大幅に増加した後も増加している状況です。今後とも適切なサービスの確保に努めます。

##### ■ サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	81	87	93	101	109	118
サービス量(人日分)	1,531	1,666	1,866	2,015	2,176	2,350

##### イ. 自立訓練

機能訓練と生活訓練のいずれにおいても、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連携を密にして、利用者一人ひとりの障害の状況に応じた適切なリハビリテーションと必要なサービス量の提供に努めます。

##### ■ 機能訓練サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	4	3	5	5	5	5
サービス量(人日分)	22	26	23	24	25	26

■ 生活訓練サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	1	0	1	1	1	1
サービス量(人日分)	12	0	9	10	10	10

ウ. 就労移行支援

本サービスについては、国の基本指針に沿って平成 25 年度末利用者数の 6 割以上となるように特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、適切なサービス提供に努めます。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指します。

■ サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	2	4	6	6	6	7
サービス量(人日分)	10	49	61	61	61	105

エ. 就労継続支援

本サービスについては、公的機関等に対して、物品等の調達において、障害者就労施設等から優先的に調達するよう周知を図り、施設等で就労する障害のある方の自立促進に努めるとともに、事業所と連携して一般就労への移行促進に努めます。

また、関係機関と連携して通所方法について検討していきます。

■ 就労継続支援（A型）サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	23	33	37	43	49	56
サービス量(人日分)	280	635	725	827	944	1,078

■ 就労継続支援（B型）サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	61	62	66	69	73	77
サービス量(人日分)	950	1,110	1,178	1,242	1,309	1,380

## オ. 療養介護

本サービスについては、利用者数は安定しているの見込んでいますが、引き続き利用対象者の把握に努めて、適切な支援を行っていきます。

### ■ サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	12	11	11	11	11	11

## カ. 短期入所

本サービスについては、特に福祉型において利用者及びサービス量ともに増加しています。見込量については、現に利用している方の数や一人当たりの利用量等を勘案して見込んでいます。

今後とも事業者等の協力を得て、サービス供給体制の確保に努めます。

### ■ 福祉型短期入所サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	17	18	22	27	32	38
サービス量(人日分)	77	74	84	95	108	126

### ■ 医療型短期入所サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	2	2	2	2	3	3
サービス量(人日分)	13	14	16	17	18	20

### (3) 居住系サービス

#### ア. 共同生活援助（グループホーム）

本サービスの利用人数は着実に増加しています。施設入所者及び入院者の地域移行後の利用見込みを勘案し、サービス事業者と連携して適切なサービスの確保に努めます。※共同生活介護は、平成26年4月から本サービスに一元化されました。

#### ■ サービス見込量

区分 (単位)	サービス名	実績値			見込量		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用 人数 (人分)	共同生活援助	9	10	27	29	31	34
	共同生活介護	14	15				

#### イ. 施設入所支援

本サービスについては、地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な方の利用と要った真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して見込みます。見込みの設定は、平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の4%以上削減することとします。

#### ■ サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	48	48	48	47	47	46

#### [今後のサービス見込量確保のための方策]

- ・福祉施設等と連携をとりながら、グループホームや一般住宅等に移行した後も安心して生活ができるよう、地域移行・地域定着事業等の利用促進に努めます。

#### (4) 障害児通所支援

サービス見込量の算定にあたっては、地域における児童の数の推移、現に利用している障害のある子どもの数やニーズ、保育所等での受入れ状況、入所施設から退所した後にサービスの利用が見込まれる人数等を踏まえて見込量を算定します。

##### ア. 児童発達支援

本サービスの利用量が大幅に増加している状況に伴い、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、関係機関と連携を図った上で、必要なサービス量の確保に努めます。

##### ■ 児童発達支援サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	8	11	11	12	12	13
サービス量(人日分)	113	143	147	153	158	163

(現在、県内には医療型児童発達支援サービス事業所はありません。)

##### イ. 放課後等デイサービス

本サービスについては、教育機関とも連携を図った上で、引き続き、放課後や夏休み等の長期休暇中においても安定したサービス量と質の確保に努めます。

##### ■ サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	40	40	46	50	54	58
サービス量(人日分)	334	375	441	476	514	555

##### ウ. 保育所等訪問支援

保育所等の安定した利用の促進のため、保育機関とも連携を図った上で、良質かつ適切なサービスの確保に努めます。

##### ■ サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	1	1	1	2	4	8

#### [今後のサービス見込量確保のための方策]

- ・障害のある児童の支援は、子育て支援、母子保健、教育委員会等との緊密な連携を図り、円滑な支援ができる体制を確保します。

## (5) 相談支援

### ア. 計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービス及び地域相談支援を利用する方を対象に支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画を作成するとともに、モニタリングを行います。

#### ■ 計画相談支援サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	8	28	37	40	43	47

#### ■ 障害児相談支援サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	5	18	18	19	20	21

### イ. 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方又は入院している精神障害のある方を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、新生活の準備等の支援を行います。

#### ■ サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	0	0	1	1	1	1

### ウ. 地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した方等を対象に、常時の連絡体制を確保して緊急時に相談や訪問等の支援を行います。

#### ■ サービス見込量

区分(単位)	実績値			見込量		
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人分)	0	0	1	1	1	1

[今後のサービス見込量確保のための方策]

相談支援については、平成 24 年 4 月の障害者自立支援法改正により対象者の拡大が図られ、利用量は大幅に増加しました。今後とも、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、必要な体制と支援の質を確保します。

◆ 障害福祉計画サービス見込量集計表

区 分		単 位		平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度
訪問系サービス	居宅介護	利用者数 利用量	人分 時間分	37 766	38 770	39 775	40 779	41 784	42 789
	重度訪問介護								
	同行援護								
	重度障害者等包括支援								
	行動援護								
日中活動系サービス	生活介護	利用者数 利用量	人分 人日分	81 1,531	87 1,666	93 1,866	101 2,015	109 2,176	118 2,350
	自立訓練(機能訓練)	利用者数 利用量	人分 人日分	4 22	3 26	5 23	5 24	5 25	5 26
	自立訓練(生活訓練)	利用者数 利用量	人分 人日分	1 12	0 0	1 9	1 10	1 10	1 10
	就労移行支援	利用者数 利用量	人分 人日分	2 10	4 49	6 61	6 61	6 61	7 105
	就労継続支援(A型)	利用者数 利用量	人分 人日分	23 280	33 635	37 725	43 827	49 944	56 1,078
	就労継続支援(B型)	利用者数 利用量	人分 人日分	61 950	62 1,110	66 1,178	69 1,242	73 1,309	77 1,380
	療養介護	利用者数	人分	12	11	11	11	11	11
	福祉型短期入所	利用者数 利用量	人分 人日分	17 77	18 74	22 84	27 95	32 108	38 126
	医療型短期入所	利用者数 利用量	人分 人日分	2 13	2 14	2 16	2 17	3 18	3 20
居住系サービス	共同生活援助	利用者数	人分	9	10	27	29	31	34
	共同生活介護	利用者数	人分	14	15				
	施設入所支援	利用者数	人分	48	48	48	47	47	46
障害児通所支援	児童発達支援	利用者数 利用量	人分 人日分	8 113	11 143	11 147	12 153	12 158	13 163
	放課後デイサービス	利用者数 利用量	人分 人日分	40 334	40 375	46 441	50 476	54 514	58 555
	保育所等訪問支援	利用者数	人分	1	1	1	2	4	8

区 分		単 位		平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度
相談 支援	計画相談支援	利用者数	人分	8	28	37	40	43	47
	地域移行支援	利用者数	人分	0	0	1	1	1	1
	地域定着支援	利用者数	人分	0	0	1	1	1	1
	障害児相談支援	利用者数	人分	5	18	18	19	20	21

時間分＝月間のサービス提供時間

人日分＝月間の利用人員×一人一月あたり平均利用日数

人分＝月間の利用人員

）で算出されるサービス量

#### 4. 地域生活支援事業の見込量と方策

##### (1) 地域生活支援事業の見込量集計表

(年間)

事業名	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度 (見込)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
		実績値			見込量		
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	-	無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	-	無	無	無	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施箇所数	5	5	6	6	6	6
	延利用者数	348	387	430	478	532	591
基幹相談支援センター	設置の有無	-	無	無	無	有	有
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	申請無	申請無	申請無	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	-	無	無	無	有	有
意志疎通支援事業	実利用件数	62	64	66	68	70	73
日常生活用具給付事業	総給付件数	671	691	725	756	789	823
介護・訓練支援用具	給付件数	4	2	3	3	3	3
自立生活支援用具	給付件数	7	5	6	6	6	6
在宅療養等支援用具	給付件数	1	2	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	給付件数	5	1	3	3	3	3
排泄管理支援用具	給付件数	651	680	710	741	774	808
住宅改修費	給付件数	3	1	1	1	1	1
手話奉仕員等養成研修事業	修了者数	基礎 10	入門 18	基礎 14	入門 20	基礎 15	入門 20
移動支援事業	実利用者数	53	56	58	59	61	63
	延利用時間数	4,132	4,446	4,884	5,365	5,893	6,474
地域活動支援センター	実施箇所数	10	9	9	10	10	10
重度身体障害者訪問入浴サービス事業	延利用回数	0	0	0	48	48	48
	実利用者数	0	0	0	1	1	1
生活訓練事業(集団、個別)	実利用者数	7(6+1)	11(9+2)	8(6+2)	11(9+2)	8(6+2)	11(9+2)
日中一時支援事業	延利用回数	1,813	1,906	2,004	2,107	2,215	2,328
	実利用者数	46	45	46	46	46	46
生活サポート事業	延利用回数	申請無	申請無	申請無	有	有	有
	実利用者数	申請無	申請無	申請無	有	有	有
障害者スポーツ交流大会	参加者数	157	202	210	218	227	236
自動車運転免許取得費助成	実利用者数	1	0	1	1	1	1
自動車改造費助成事業	実利用者数	2	3	3	3	3	3

## (2) 地域生活支援事業における各事業の見込量確保のための方策

- 地域生活支援事業全般についての理解を広めて利用を促進するために、パンフレット（「障害のある方の福祉制度のご案内」）を作成し、新規障害手帳取得者に配布します。また、生活訓練事業や市ホームページ、広報紙やケーブルテレビ、FMラジオ等で地域生活支援事業の各事業を紹介し、利用を促進していきます。市ホームページにおいては、申請書ダウンロードサービスを充実して円滑な利用の促進を図ります。
- 理解促進研修・啓発事業については、地域住民が障害のある方や家族とつながりを強めるよう、関係機関と連携して更に内容を充実させます。
- 自発的活動支援事業については、当事者団体や家族会、ボランティア団体等の意見を尊重しながら、地域に合った事業を推進します。
- 相談支援事業については、相談支援事業者等と更に連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介など、相談支援の充実を図るとともに相談支援事業者を支える体制づくりのため、基幹相談支援センターの設置を検討します。  
また、障害の範囲拡大や法改正等に対応するため、研修会の開催等自立支援協議会を通じて、障害福祉サービス事業者、保健・医療・労働関係者、行政等の各相談機関の連携による相談支援体制の更なる強化を図ります。
- 成年後見制度利用支援事業については、判断能力が不十分な知的障害、精神障害のある方等の権利を守ることができるよう理解を広めます。
- コミュニケーション支援事業については、支援を担う手話通訳者や要約筆記者の人材育成を行います。また、平成28年4月に施行される「障害者差別解消法」施行に対応した「合理的配慮」を推進するため、市主催の各種大会や講座、イベント等に手話通訳者やパソコン要約筆記者を配置する機会を増やします。
- 移動支援事業については、新規利用希望者が利用しやすいサービス提供体制確保に努めます。
- 地域活動支援センター事業については、市ホームページ等を通じて各施設の紹介や製品のPRを行い、地域活動支援センター等の製品の販路拡大、仕事の開拓等を支援します。  
また、地域活動支援センターの文化的な活動への参加を促進し、障害のある方の文化活動を拡充していきます。
- 社会参加促進事業については、障害属性に配慮したスポーツ・レクリエーション活動を支援します。また、障害属性にあった指導ができるスポーツ指導者の育成を支援していきます。

## 第5章 計画の推進

### 1. 推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、地域における障害のある方等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情及びニーズを正確に把握するように努めます。

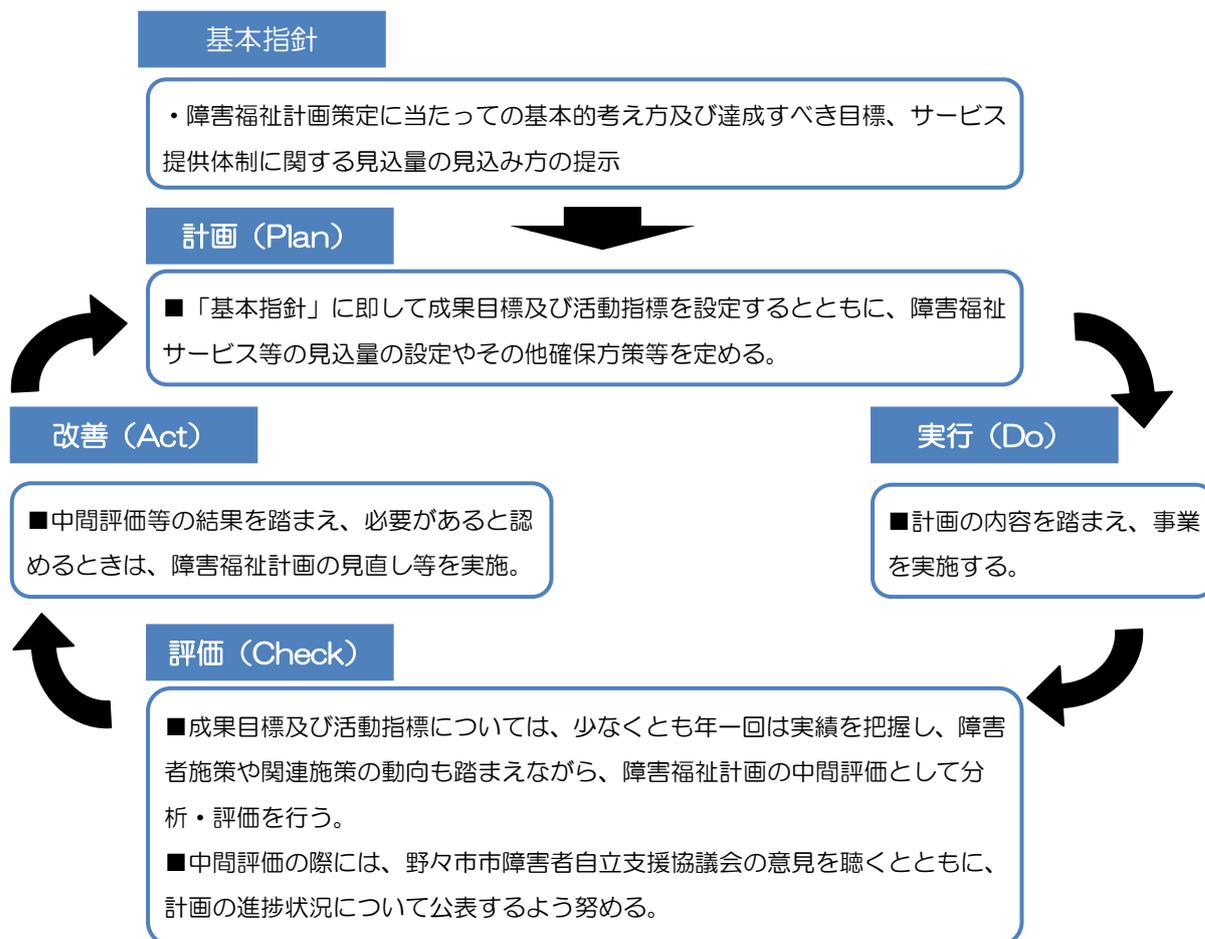
また、野々市市障害者自立支援協議会を核として、相談支援の提供体制の確保を含む障害のある方等への支援体制を整備し、本計画の推進を図ります。

### 2. 計画の進行管理

本計画の達成状況の点検及び評価のシステムとしてPDCAサイクルを導入し、年度ごとの達成状況を把握し分析・評価を行います。

評価については、野々市市障害者自立支援協議会の意見を求め必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。また、計画の進捗状況の公表に努め、必要に応じて計画の目標値などの見直しを行うこととします。

#### (障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス)



## 資料 1 計画の上位・関連計画

### ① 野々市市第一次総合計画

計画期間	平成 24 年度（2012 年度）～平成 33 年度（2021 年度）
まちづくりの理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土を愛し、緑ゆたかな住みよいまちをつくりましょう。</li> <li>・伝統を重んじ、教育文化の香り高いまちをつくりましょう。</li> <li>・健康を増進し、活みなぎる明るいまちをつくりましょう。</li> <li>・勤労を尊び、感謝と奉仕の心で温かいまちをつくりましょう。</li> <li>・秩序を守り、笑顔でふれ合う和やかなまちをつくりましょう。</li> </ul>
将来都市像	人の和で 椿十徳 生きるまち
重点プロジェクト 〔障害のある方の施策に関わる項目のみ〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が主役のまちづくりプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ネットワークの強化</li> </ul> </li> <li>● 地域資源の創出プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣のあるまちなみの整備と保全</li> <li>・快適な生活環境の確保</li> </ul> </li> <li>● 集いとにぎわい創出プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> <li>・住み続けたい環境の創出</li> <li>・人にやさしい生活環境づくり</li> </ul> </li> </ul>
障害のある方の福祉の推進	<p>〔基本方針〕</p> <p>障害のある方の個々のニーズに合った総合的で効果的な相談などの支援体制、また、関係機関などによるネットワークを整備し、一人ひとりが最大限に能力を発揮し、地域や施設などでいきいきと生活することができるよう支援を進めます。</p> <p>また、障害福祉サービスを適切に受けることができるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。</p> <p>〔施策をとりまく環境〕</p> <p>全国的に景気の低迷や雇用不安が課題となっている中、障害のある方の福祉サービス利用量は年々増加しています。</p> <p>ネットワーク化や総合的な支援体制を整備するためには、地域全体の理解が必要です。</p> <p>障害のある方に対する生活の支援を行うにあたっては、市民、福祉事業者、行政などが連携し、地域全体で支援を行っていく必要があります。</p> <p>〔市民協働への取り組み〕</p> <p>障害の有無にかかわらず、互いを尊重し合い安心して暮せるよう、市民が障害についての理解を深めるための交流の場や情報提供を行うなどの支援を行います。</p> <p>また、福祉事業者や各種団体との連携を強化するとともに、ボランティアの育成や相談体制の強化を行います。</p>

② 野々市市地域福祉計画・野々市市地域福祉活動計画

計画期間	平成 25 年度～平成 29 年度
計画の 基本理念	みんなで支え合い 声と心がつながる 元気なまち ののいち
計画の 基本目標	(1) 市民としての第一歩、みんなで「参加」しよう！ (2) みんなでサポート「支え合い」のまちをつくろう！ (3) みんなが「つながるしくみ」安心のまちをつくろう！ (4) 声がきこえ、顔の見える「地域環境づくり」をしよう！
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなが相談しやすいまちをつくろう               <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の身近な相談体制づくり 障害者相談支援事業の支援</li> </ul> </li> <li>・みんなが安心できる福祉サービスを充実しよう               <ul style="list-style-type: none"> <li>①安心して福祉サービスを利用できる体制づくり 各種媒体を通じた福祉サービスに関する情報提供 各種相談事業などを通じた適切な福祉サービスの提供 気がかりな家庭などへの訪問事業の推進 窓口における適切な福祉サービスの提供</li> <li>②福祉サービス事業者の連携強化 各種事業所連絡会の開催支援</li> </ul> </li> </ul>

③ 野々市市障害者基本計画

計画期間	平成 20 年度～平成 29 年度(10 年)
計画の 基本理念	新しいサービス体系に基づく障害福祉サービスの提供基盤の整備充実や地域での暮らしを支える各種事業により、障害のある方が自立した生活をおくることができるよう支援し、野々市に暮らす「すべての障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指します。
計画の 基本目標	(1) 障害福祉サービスの量的・質的確保とサービス提供体制の整備 (2) 施設入居・入院から地域生活への移行推進 (3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進 (4) 総合的な相談支援体制の構築 (5) 地域での見守り・支えあいのしくみづくり (6) 互いに認め合い、共に生きる環境づくり

④ 生きがいプラン 21(野々市市高齢者福祉計画 第6期野々市市介護保険事業計画)

計画期間	平成 27 年度～平成 29 年度
計画の 基本理念	住み慣れた地域でいつまでも暮らすために
計画の 基本目標	「野々市市版地域包括ケアシステム」構築のための基盤整備
基本施策	<p>第 5 章 高齢者施策と介護保険サービス量の見込み</p> <p>第 1 節 高齢者施策の見込み</p> <p>(1)在宅福祉サービス</p> <p>②災害時要援護者登録事業 災害発生時において避難等の支援を必要とする、高齢者、要介護 3～5 の方、障がい者などの方々を対象に、「災害時要援護者登録者申請書」への登録を奨め万一の際に体制の整備に取り組みます</p> <p>③緊急通報装置利用助成事業 「ひとり暮らし高齢者」「高齢者のみ世帯」や及び身体障害者のみの世帯の方に緊急通報装置のレンタル料金を助成します。</p>

⑤ 野々市市子ども・子育て支援事業計画(未修正)

計画期間	平成 27 年度 (2015 年度)～平成 29 年度 (2017 年度)
計画の 基本テーマ	『 』
基本方針	① ② ③
障害のある子への支援	

# 資料2 障害福祉制度一覧

平成27年1月現在

制度名		窓口・問合せ先	身体						知的		精神				
			1	2	3	4	5	6	A	B	1	2	3		
障害者手帳	身体障害者手帳 申請・再交付・変更・返還		◎	◎	◎	◎	◎	◎							
	療育手帳 //								◎	◎					
	精神障害者保健福祉手帳 //										◎	◎	◎		
自立支援給付	介護給付	市福祉総務課	障害程度区分による												
	居宅介護の支給														
	重度訪問介護の支給														
	同行援護の支給														
	行動援護の支給														
	短期入所の支給														
	重度障害者等包括支援の支給														
	療養介護の支給														
	生活介護の支給														
	施設入所支援の支給														
	補装具費の支給（車椅子等）														
	訓練等給付														
	自立訓練の支給														
	就労移行支援の支給														
	就労継続支援の支給														
	共同生活援助の支給														
サービス等利用計画の作成															
地域移行支援の支給															
地域定着支援の支給															
障害児通所支援	児童発達支援の支給	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	医療型児童発達支援の支給	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	放課後等デイサービスの支給	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	保育所等訪問支援の支給	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	障害児相談支援計画の作成	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
地域生活支援事業	相談支援事業の支給	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	手話通訳者・要約筆記者派遣	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
	日常生活用具の給付	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	移動支援の支給	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	重度身体障害者訪問入浴サービスの支給	◎	◎												
	日中一時支援の支給	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	自動車運転免許取得費の助成	◎	◎	◎											
	自動車改造費の助成	◎	◎												
	介助用自動車改造費の助成	◎	◎												
	地域活動支援センターの利用支援	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	障害者スポーツ交流大会の開催助成	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	手話奉仕員養成講座の実施														
	住宅リフォームの助成	◎	◎	◎											
	理解促進研修・啓発事業の実施														
	生活訓練事業（聴覚・視覚）の支給	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
成年後見制度の利用助成							◎	◎	◎	◎	◎	◎			
医療	心身障害者医療費の助成	◎	◎	◎	◎			◎	◎						
	自立支援医療費（更生医療）の支給	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
	自立支援医療費（育成医療）の支給	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
	自立支援医療費（療養介護医療）の支給	◎	◎	◎	◎	◎	◎								
	自立支援医療費（精神通院）の支給									◎	◎	◎	◎		
	精神障害者通院医療費助成									◎	◎	◎	◎		
特定疾患医療費の助成	石川中央保健福祉センター														
小児慢性特定疾患医療費の助成															
手当と年金	特別障害者手当	市福祉総務課	認定基準に該当する障害のある方												
	障害児福祉手当														
	特別児童扶養手当														
	心身障害者扶養共済													◎	◎

制度名		窓口・問合せ先	身体						知的		精神			
			1	2	3	4	5	6	A	B	1	2	3	
手当と年金	国民年金(障害基礎年金)	市保険年金課	国民年金法に定める障害のある方											
	厚生年金(障害厚生年金)	金沢南年金事務局	厚生年金法に定める障害のある方											
助成	福祉タクシー利用料金の助成	市福祉総務課	○	○						○		○	○	
	温泉療養・ふれあい入浴		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	除雪助成		○	○	○	○				○				
	配食サービス事業		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	福祉サービス利用支援	白山市社会福祉協議会								○	○	○	○	○
労働	雇用奨励金	市産業振興課	要綱で定める障害のある方											
	職場実習	ハローワーク白山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	職場適応訓練		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ジョブコーチ支援	金沢就労・生活支援センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
割引	JR運賃	JR西日本旅客鉄道	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
	北鉄バス・電車運賃	北鉄レホサービスセンター	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	航空運賃	各事業者営業所	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
	有料道路通行料金	市福祉総務課	○	○	○	○	○	○	○					
	タクシー運賃	石川県旅客自動車協会	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
	NHK放送受信料全額免除	NHK金沢放送局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	NHK放送受信料半額免除		○	○	○	○	○	○	○	○				
	電話番号の無料案内	NTT西日本	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	携帯電話基本使用料	各事業者営業所	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
税控除	自動車税・自動車取得税の減免	石川県税事務所	○	○	○	○	○	○			○			
	軽自動車税の減免	市税務課	○	○	○	○	○	○	○		○			
	住民税障害者控除		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	所得税障害者控除	松任税務署	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	相続税障害者控除		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	介護保険の適用除外	市介護長寿課	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
貸付金	就業支度金	ハローワーク白山	○	○	○	○			○	○				
	生活福祉資金	市社会福祉協議会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	障害者虐待の通報	市福祉総務課	○	○	○	○	○	○	○					
	郵便等による不在者投票	市選挙管理委員会	○	○	○									
	駐車禁止除外指定	松任警察署	◎	○	○	○			◎		◎			
	公営住宅入居相談	各公営住宅相談窓口	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
	災害時要支援者登録	市介護長寿課	○	○					○					

※1 ◎は対象となるもの、○は所得制限など定められた条件を満たせば対象になるものを示しています。

※2 介護保険対象の障害者の場合、障害者制度と介護保険制度において共通するサービスは介護保険制度から受けます。

### 資料3 野々市市自立支援協議会委員名簿

平成27年1月現在

No	所 属	役 職 等	氏 名	区 分
1	金城大学	教授	杉山 正樹	学識経験
2	相談支援事業所ののいち	管理者	西田 久美子	相談支援事業所
3	市社会福祉協議会	理事長	宮崎 昭男	障害福祉サービス事業所
4	社会福祉法人 石川サニ-メイト	理事長	正木 明	
5	社会福祉法人富明会 けやき野苑	理事兼施設長	浜田 光男	
6	株式会社 アルバ	代表取締役 施設長	亀田 義裕	
7	白山ののいち医師会	会長	吉光 康平	保健・医療関係
8	石川中央保健福祉センター	所長	伊川 あけみ	
9	石川県立明和特別支援学校	校長	佐伯 英明	教育関係
10	白山公共職業安定所	所長	酒井 清則	企業関係
11	市身体障害者福祉協議会	理事	栗 邦明	障害者団体関係
12	市手をつなぐ育成会	会長	米田 繁雄	
13	松任・石川精神障害者家族会 「ちよに会」	会長	小林 照子	
14	市連合町内会	会長	藤田 雅顯	その他市長が必要と認めた者（地域住民代表者）
15	市民生委員児童委員協議会	副会長	東 伸明	

野々市市第4期障害福祉計画

発行日 平成27年3月31日

発行 野々市市

編集 野々市市健康福祉部福祉総務課

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地

T E L 076-227-6063

F A X 076-227-6251

E-mail fukushi@city.nonoichi.lg.jp